

令和 2 年

第 3 回教育委員会会議録 (臨時会)

(開会 令和 2 年 3 月 4 日)

(閉会 令和 2 年 3 月 4 日)

岐阜県可児市教育委員会

令和2年3月4日午後2時00分開会

会場：市役所4階教育長室

出席委員

竈橋義朗君（教育長）

生駒隆昌君（教育委員）

伊藤小百合君（教育委員）

丹羽千明君（教育委員）

小栗照代君（教育委員）

説明のために出席した者

瀨瀬新吾君（事務局長）

石原雅行君（教育総務課長）

奥村恒也君（学校教育課長）

牛江明美君（学校教育課学校支援係長）

辻原詩織君（学校教育課学校支援係）

出席委員会事務局職員

服部賢介君（教育総務課総務係長）

圓藤亨君（教育総務課総務係）

日程及び審議結果

1 開 会

2 議 事

- ①議案第8号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について（原案可決）
- ②議案第9号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について（原案可決）
- ③議案第10号 令和2年度教職員人事異動の内申について（原案可決）

3 閉 会

開会の宣告

- **教育長（笹橋義朗君）** 令和 2 年第 3 回の教育委員会会議を開催します。
お忙しいところお集まりくださいますありがとうございます。定足数については委員の過半数を満たしておりますので、この会議が成立するというごことをお願いいたします。

議事

- **教育長（笹橋義朗君）** それでは、議事に入ります。
- **事務局長（額額新吾君）** 議案書の目次をご覧ください。
本日は、議案が 3 件です。議案第 8 号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について、議案第 9 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について、議案第 10 号 令和 2 年度教職員人事異動の内申について、以上よろしくお願ひします。
- **教育長（笹橋義朗君）** 本日の議事は 3 件です。
要保護及び準要保護児童生徒の認定について、及び令和 2 年度教職員人事異動の内申について、はいずれの議案も個人情報やプライバシーに関する情報のため、あるいは意思形成にかかわる案件のため、教育委員会会議規則第 14 条の規定により、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議がないようですので、この件については非公開とさせていただきます。

それでは、議案第 8 号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定に関する意見についてを議題といたします。

- **教育総務課長（石原雅行君）** 議案第 8 号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定により、可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定にあたり、可児市議会から意見を求められたので、異議がないものとする。令和 2 年 3 月 4 日提出、可児市教育長 笹橋 義朗。

前回の教育委員会会議において、特例条例改正の趣旨・内容を説明し、市長からの意見聴取に対して異議がないものとする議決をいただきました。今回は、当該条例の一部改正に対し、可児市議会から意見を求められたため、議案審議をお願いするものです。別紙でお配りさせていただきました、条例に対する意見の聴取についてというのがあると思いますが、これが議会からの意見の聴取についてです。もう一枚きょう配った物ですが、真ん中の青色の部分ですが、法律の中に地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会に意見を聞かなければならないとなっています。そのために、前回と同じようなことになるんですが、このように議会から意見を求められるという事になります。すでに市長からの意見聴取に対し、異議なしと議決していただいているもので、本件議案についても異議がないものとするということです。以上です。

- **教育長（笹橋義朗君）** ただ今、説明がありましたように、教育に関する問題に

については教育委員会に大きな権限があるということです。市長も議会も勝手には変えていけない。審議できないということをご承知願って、今回二重になりますが、議会からの意見聴取について、審議していただくということでもあります。

皆さん、ご質問等ありますでしょうか。

前回審議させていただいた通り変わっておりませんので、ご異議がないということでもよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議がないようですので、原案の通りといたします。

(以下非公開)

(以上非公開)

閉会の宣告

- **教育長（籠橋義朗君）** これにて教育委員会会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後3時35分